

用語・規定の整理、条項の移動など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。

命令等	修正箇所	
電波法施行規則等の一部を改正する省令		制定文
	第1条（電波法施行規則）新旧対照表中	第2条第14号の2～第14号の12、第38条第1項注1、注2、第2項、第3項、第4項、第8項、第45条の3第1項、第2項、第55条、別表第5号の5
	第2条（無線局免許手続規則）新旧対照表中	第12条、第12条の2、第21条の6第3項、第4項、第22条第3項～第6項、第25条の21、第25条の21の2、第25条の21の6第3項、第4項、第25条の22第1項、第2項、第26条の4、第28条第1項、第2項、第3項、旧表の第32条、第33条第1項、第2項、第3項、第34条第1項、別表第1号、別表第1号の2、別表第1号の3、別表第1号の4、別表第3号の3、別表第4号、別表第4号の2、別表第4号の3、別表第5号、別表第5号の3、別表第6号の5、別表第6号の8、別表第9号、別表第13号第1、別表第13号第2、別表第14号第1、別表第14号第2
	第4条（登録検査等事業者等規則）新旧対照表中	第5条第1項、第4項、別表第3号
	附則	第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条
無線局の免許記録等の閲覧に係る通知事項を定める省令		第1条
登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件		2 裏面
電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件		第1項、第2項
電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件（昭和35年郵政省告示第1017号）の一部を改正する件		制定文
電波法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件		本文、第1項、第2項、第3項

<p>登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第278号）の一部を改正する件</p>		<p>制定文、第2の2の表中2(1)、第3の2の表中1、附則第2項</p>
<p>登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第279号）の一部を改正する件</p>		<p>第2項表中2(1)、2(2)</p>
<p>無線従事者養成課程の実施要領を定める件（平成5年郵政省告示第553号）の一部を改正する件</p>		<p>別表第3号</p>

この他、全体を通して句読点の位置及び備考欄の修正、改正箇所の傍線・破線囲みの統一及びそれに伴う本文の修正並びに改正に係らない条項等の省略を行っています。